

みその訪問入浴サービス 運営規程

(事業の目的)

第一条 社会福祉法人美竹会が開設するみその訪問入浴サービス（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第二条

- 1 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、事業所の看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができる様、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図る。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 みその訪問入浴サービス
- (2) 所在地 豊川市金沢町弁天下 38-3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第四条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
看護職員 1名以上
介護職員 2名以上
従業者は、指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）の提供の他、必要な事務にあたる。
- (3) 看護職員・介護職員
指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

(訪問入浴介護の内容及び利用料等)

第六条 指定訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)の内容は次のとおりとし、指定訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 全身入浴

(2) 部分浴

(3) 清拭

2 第八条の通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 事業実施地域外から、片道 5 キロメートル未満 1,000 円

(2) 事業実施地域外から、片道 5 キロメートル以上 2,000 円

3 利用者の希望により特別な浴槽水を使用した場合は 1,000 円の費用を徴収する。

4 前 2 項及び 3 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第七条 看護職員等は、訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)の提供を行っているときに、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第八条 通常の業務の実施地域は、次の各号の通りとする。

1、豊川市 2、豊橋市

3、新城市立新城小学校区 新城市立千郷小学校区

新城市立東郷西小学校区 新城市立東郷東小学校区

新城市立船着小学校区 新城市立八名小学校区

新城市立庭野小学校区 新城市立鳳来中部小学校区

(サービス利用に当たっての留意事項)

第九条 利用者に対しては、事前に看護職員等の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう依頼し、入浴前の食事摂取を控え、室温を適切に調節し、気分が悪くなったときはすみやかに申し出ることを伝える。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第十条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等にて行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年に2回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第十一条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人美竹会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和1年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年7月2日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。